

神奈川県オリエンテーリング協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協会は、神奈川県オリエンテーリング協会と称し、英語表記を、Kanagawa Orienteering Association とする。

(事務所)

第2条 この協会は、事務局を事務局長方におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この協会は、日本オリエンテーリング協会定款第5条における都道府県を代表するオリエンテーリングの団体として、神奈川県のオリエンテーリング団体を統括し、会員の相互の親睦・交流をはかるとともに、県内オリエンテーリングの普及、振興、発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この協会は、第3条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

- (1) 県内オリエンテーリング組織の充実・発展に関すること
- (2) オリエンテーリング大会の開催及び共催、後援に関すること。
- (3) オリエンテーリング競技者の育成に関すること
- (4) オリエンテーリング指導者の養成および資質の向上に関すること。
- (5) 県内パーマメントコースの委託に関すること。
- (6) オリエンテーリングの普及・振興に関すること
- (7) 日本オリエンテーリング協会からの委託に関すること
- (8) オリエンテーリングに関する調査、研究に関すること。
- (9) その他、協会の目的に適う一切の事業。

第3章 会員

(会員の資格)

第5条 この協会の会員は、第3条の目的に賛同し、第4条の事業に参加しうる県内の団体とする。

(入会・退会)

第6条 この協会への入会は、総会における承認を要する。

- 2 会員が退会しようとするときは、理事会に理由を付して届け出るものとする。
- 3 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、会長がこれ

を除名することができる。

- (ア) この協会の名誉を傷つけ、またはこの協会の目的に反する行為があったとき
- (イ) この協会の会員としての義務に違反したとき。
- (ウ) 会費を3年以上滞納したとき。

(会費)

第7条 この協会の会員は、会費を納入しなければならない。

- 2 既納の会費は事情の如何にかかわらず、これを返還しない。
- 3 この協会の会費を次のように定める。
年額 3,000円
- 4 会費は毎年6月30日までに納入しなければならない。

(資格の喪失)

第8条 この協会の会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員である団体が解散したとき。
- (3) 除名されたとき。

第4章 役員

(役員)

第9条 この協会につきの役員をおく。

- (1) 理事
(うち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を理事長、1名以内を副理事長、
若干名を常任理事)
- (2) 監事

(役員を選任)

第10条 役員は総会の承認により決定する。

- 2 理事は、会員が当該会員の団体に所属する者の中から1名を推薦する。ただし、会長は会務を円滑な運営をはかるため、学識者・経験者の中から6名を上限として理事を推薦することができる。
- 3 会員推薦の理事が、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事のいずれかに選任された場合、会員は理事を改めて推薦できる。
- 4 監事は、2名以内を理事会が推薦する。

(兼務)

第11条 理事および監事は相互にこれを兼ねることはできない。

- 2 総会における会員の代表者と理事はこれを兼ねることができる。
- 3 会員推薦理事は、複数の会員の推薦理事を兼ねることはできない。

(理事の職務)

第12条 会長はこの協会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在のときこれを代行する。
- 3 理事長は総会、理事会で決定された意思に基づき、会務を統括する。

- 4 副理事長は理事長を補佐し、理事長不在のときこれを代行する。
- 5 常任理事はこの協会の運営に関する事項を提案・討議し、またこの協会の事業・業務の一部を統括する。
- 6 理事は理事会を構成し、この協会の運営に関する事項を討議し、執行する。

(監事の職務)

第13条 監事は、この協会の会計事務を監査する。監査の報告をするため必要があるときは、総会の召集を請求することができる。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員の罷免)

第15条 役員が次の各号の一つに該当するときは、総会において、会員の現在数の4分の3の以上の議決により、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認めるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

第5章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第16条 この協会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この協会の会長であった者、および特に功績のあった者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 4 名誉会長は総会に出席して意見を述べることができる。
- 5 顧問は重要な事項について、会長及び理事会の諮問に応じて意見を述べるができる。

第6章 会議

(常任理事会)

第17条 常任理事会は、理事長、副理事長、常任理事によって組織される。

- 2 常任理事会は、必要に応じて理事長が招集し、この規約に基づきこの協会の業務の執行案を討議・検討し、理事会に提案する。
- 3 常任理事会の議長は、理事長とする。
- 4 常任理事会は常任理事会構成員の現在数の2分の1以上の者が出席しなければ議事を開き議決をすることができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は出席したものとみなす。
- 5 常任理事会の議事は、別段の定めがある場合を除くほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第18条 理事会は、理事によって組織される。

2 理事会は、必要に応じて理事長が招集し、つぎの事項を審議もしくは決定する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (2) 常任理事会の提出した議案に関する事
- (3) その他、会務の執行に関する事

3 理事会の議長は、理事長とする。

4 理事会は理事現在数の2分の1以上の者が出席しなければ議事を開き議決をすることができない。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は出席したものとみなす。

5 理事会の議事は、別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 理事長が必要と認めた委員会の委員は、理事会に出席し意見をのべることができる。

(総会の構成)

第19条 総会は、会員の代表者各1名をもって組織する。

2 総会の議長は会長がつとめる。

(総会の招集)

第20条 総会は、会長が招集する。

- (1) 年1回の定例総会
- (2) 会長が必要と認めた場合
- (3) 理事会が開催を議決した場合
- (4) 会員の現在数3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合
- (5) 第13条の規定により、監事から招集の請求があったとき

2 会長は、前項第4号の規約による場合、その請求のあった日から30日以内にこれを招集しなければならない。

(総会の議決事項)

第21条 総会は、この協会の最高議決機関であり、次に掲げる事項について議決、承認する。

- (1) 役員を選任及び罷免
- (2) 会員の入会
- (3) 事業計画及び予算の承認
- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) 規約の改廃
- (6) その他協会の運営に関する重要事項

2 総会において、会員の代表者はこの協会の運営もしくは資産の状況又は役員の仕事執行について、意見を述べることができる。

3 会長又は理事長が必要と認めた理事は総会に出席し、議案を説明し、または意見を述べるることができる。

- 4 会長または理事長が必要と認めた委員会の委員は、総会に出席し意見をのべることができる。

(総会の定足数等)

第22条 総会は会員現在数の2分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決をすることができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者および他の会員または議長を代理人として票決を委任したものは出席したとみなす。

- 2 総会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(緊急事項)

第23条 緊急を要する場合は、総会の議決を得なければならない事項についても理事会がこれに代わって決定することができる。この場合、総会において事後承認を得なければならない。

(会員の通知)

第24条 総会の議事の要領及び議決した事項は、会員へ通知する。

第7章 資産及び会計

(会計)

第25条 この協会の運営に係る経費を次のものをもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 関係機関及び団体から受ける補助金・助成金
- (3) 事業収入
- (4) オリエンテーリング指導者登録料及び更新料
- (5) 寄付金
- (6) その他の収入

(会計年度)

第26条 この協会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 組織

(部局)

第27条 この協会に次の部局をおく

- (1) 事務局 本規約の定める会議の事務、ならびに、渉外を行う。
- (2) 総務部 関連団体との事務、および、会計を行う。
- (3) 広報部 会務の広報を行う。
- (4) 普及事業部 普及事業、および、パーマメントコースに関する事業を行う。
- (5) 競技事業部 競技者の育成、派遣にかかわる事業を行う。

- 2 理事会は、この協会の事業を実施するために必要な常設または臨時の部局の設置を決定することができる。

(部局の構成)

第28条 各部局は理事で構成される。

- 2 各部局には部局長を置き、会長が指名する理事長、副理事長または常任理事がこれにあたる。

(委員会)

第29条 この協会に、専門的事項を検討または処理するために委員会を設けることができる。

- 2 委員会の設置は、理事会が決定する。
- 3 委員会に委員長を置き会長、若しくは会長が指名する理事がこれにあたる。
- 4 委員は、会長が会員或いは会員以外の関連団体の学識経験者の中から委嘱する。

第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第30条 この規約の変更は、総会において会員現在数の過半数の賛成を必要とする。

(解散)

第31条 この協会の解散は、総会において、会員現在数の4分の3以上の議決を必要とする。

(残余財産の処分)

第32条 この協会の解散に伴う残余財産は、総会において、会員の現在数の4分の3以上の議決を経、この協会の目的に類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第10章 補則

(細則)

第33条 本規約の施行について、必要な事項に関する細則は理事会が別に定める。

(施行)

第34条 本規約は、平成21年6月13日改定し同日より施行する。

昭和52年12月19日制定

昭和57年 4月 1日改定

平成16年 5月22日全文改定

平成17年 5月14日一部改定

平成20年 6月 7日一部改定

平成21年 6月13日一部改定